

コミュニティ交通導入に 関する手引き

～地域の皆さまの取組におけるガイドライン～



川崎市

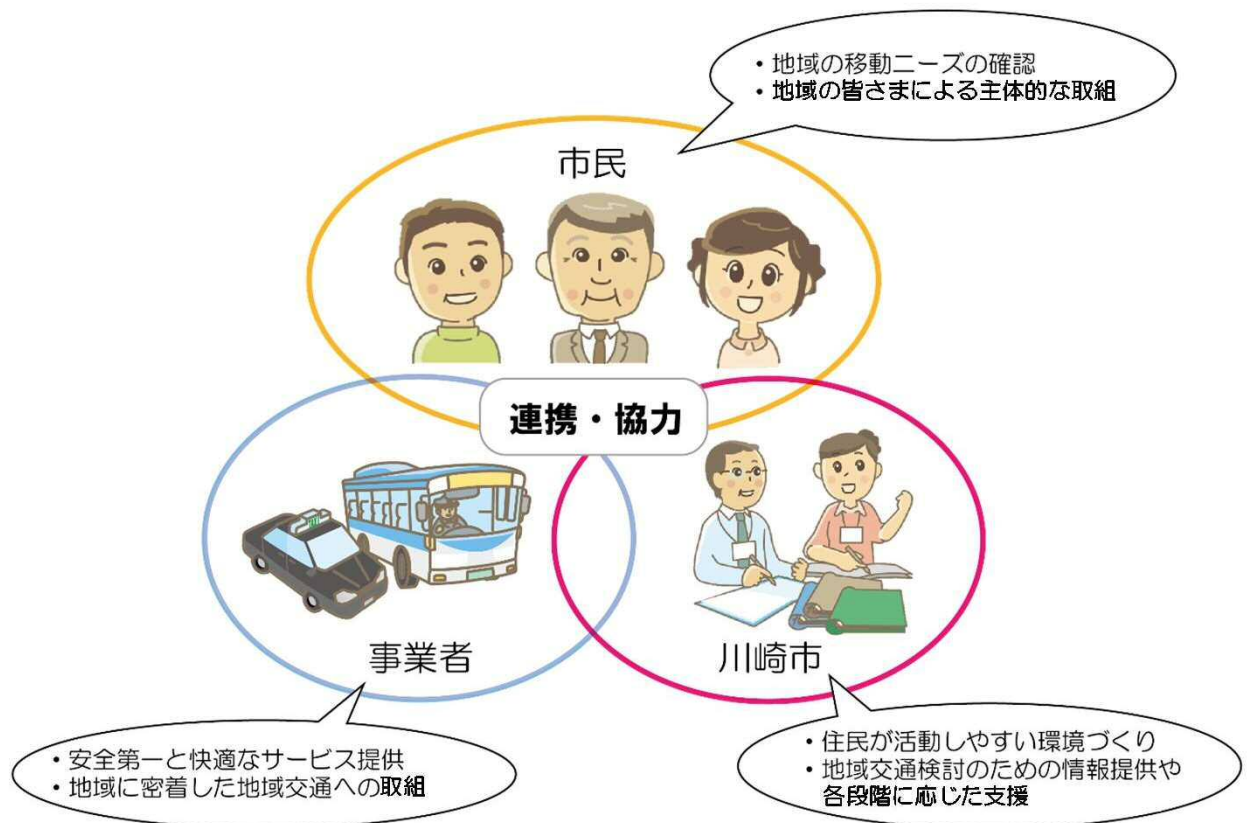
令和4（2022）年3月

はじめに

コミュニティ交通導入の成功には、「市民（地域の皆さま）」、「川崎市」及び「事業者」それぞれで役割を担いながら、連携・協力して取り組む必要があります。

地域の問題を最もよく知る市民（地域の皆さま）が主体的に取り組むことにより、自分たちの移動の手段を守り育てあげていくことが期待できます。**「コミュニティ交通」を市民で利用し、支えることが大切です。**

市民（地域の皆さま）が主体的に取り組む中で解決できない問題、専門的な事項の相談等については、川崎市や事業者がサポートします。



コミュニティ交通導入の取組を行うためには、10人以上の市民（地域の皆さま）等で構成される協議会の設立が必要です。

川崎市は、コミュニティ交通導入の取組を行う協議会等に対し、取組手順の各ステップに応じて**技術的支援**や**資金的支援**を行います。

技術的支援とは・・・アンケートの分析や交通事業者との調整など

資金的支援とは・・・トライアル制度や運行実験に係る費用や、車両購入費などへの補助

※取組の進め方などをご説明しますので、まずはまちづくり局交通政策室までご相談ください。

ステップ0

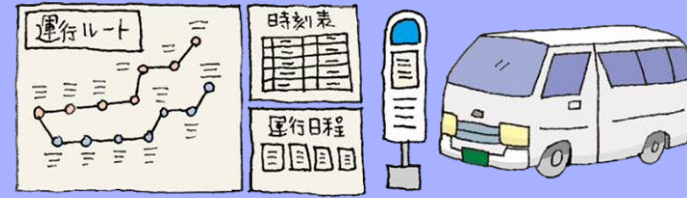
検討体制の構築

ステップ1

地域特性の確認

ステップ2

運行手法の検討
運行計画の検討
本格運行実施に向けた検討



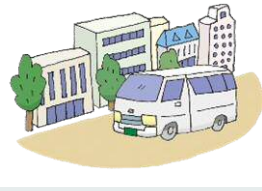
ステップ3

本格運行
運行継続

道路運送法に基づく運行手法の検討

0. 協議会の設立

- コミュニティ交通の導入に関する取組を行うための準備をします
- 川崎市や交通事業者との調整を行っていくための協議会を設立します



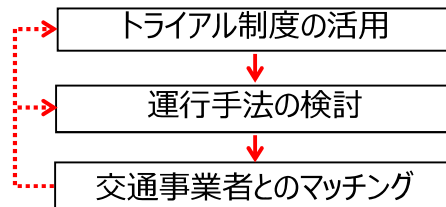
1. 地域特性の確認

- 地域の日常生活における交通行動のアンケート調査を実施し、地域特性の確認を行い、既存の地域公共交通を様々な観点から評価します



2-1. 道路運送法に基づく運行手法の検討 〈トライアル制度の活用〉

- はじめに道路運送法に基づく運行手法の検討を行います
- 的確な需要把握を行いたい場合は、試験運行等の実施が可能な「トライアル制度」を活用することができます
- 検討の結果、道路運送法に基づく運行が難しい場合は、「ステップ2-1'」に進みます



2-2. 運行計画の検討

- 運行計画を検討・作成します
- 運行実験を想定して、アンケート調査を実施し、利用意向を把握します

2-3. 運行実験の実施

- 事業者を選定し、具体的な目標値を設定した上で、運行実験計画書を作成します
- 実際に車両を用いた運行実験を実施します

2-4. 事業性の検証

- 事業性の検証を行い、ステップ3に進むことが出来るかを確認します
- 「ステップ3」に進めない場合は、運行計画の見直し等の検討を行います

3-1. 本格運行

- 本格運行計画書を作成し、運行事業者を選定し、協議会と事業者等で協定書を締結します
- 本格運行計画書と協定書に基づき本格運行を行います



3-2. 運行継続

- 本格運行開始後は、運行内容について分析・評価を行います
- 必要に応じて、利用の継続と増加に向けた取組や運行内容の改善を行います



※ 本格運行の継続が困難な場合は「ステップ2」に戻って検討することができます。

既存の地域公共交通を活用する場合

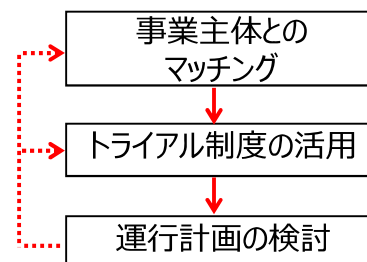
既存の地域公共交通の活用検討

道路運送法に基づく運行が難しい場合

道路運送法の適用を要しない運行手法の検討

2-1'. 道路運送法に基づく運行が難しい場合の運行手法・運行計画の検討 〈トライアル制度の活用〉

- 「ステップ2-1」等での検討の結果、道路運送法に基づく運行が難しい場合は、道路運送法の適用を要しない運行手法の導入の検討を行います
- 検討にあたっては「トライアル制度」を活用することができます

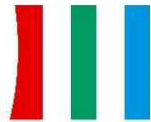


2-2'. 事業性の検証

- 運行計画について、事業性の検証を行います
- 「ステップ3」に進めない場合は、運行計画の見直し等の検討を行います

コミュニティ交通の運行手法の種類

	運行手法	使い方の工夫	概要	主な特徴・留意点	取組事例
既存の地域公共交通の活用	路線バス (乗合) 	現在運行中の路線バスの活用	現在運行している路線バスを地域に合わせ、運行ルートの変更や運行回数などのサービスを変更するもの	<ul style="list-style-type: none"> バス事業者の協力が必要 まとまった需要が必要 運行できる道路環境が必要 	
	タクシー 	タクシー事業者と協力した乗降場の整備等	タクシー事業者と協力して、地域にタクシー乗降場を設置し、地域で共同利用するもの	<ul style="list-style-type: none"> タクシー事業者の協力が必要 運賃が高くなる可能性がある 利用人数が少ない場合に有効 タクシー料金に関する新制度の活用も可能 狭い道路でも乗入が可能 	
新たなコミュニティ交通の導入	定時定路線型 	路線の新設	路線を定めて定時に運行するバス路線を新設 ※まとまった需要がある場合に有効	<ul style="list-style-type: none"> 運賃が高くなる可能性がある 選択した車両によっては、狭い道路でも乗入が可能 事業の運営・運行に地域住民が係わる 	麻生区 高石地区 「山ゆり号」 多摩区 長尾台地区 「あじさい号」
	オンデマンド型 	路線の新設 運行区域の設定	利用者の予約に応じて、時刻やルートを設定して運行するものや、区域を設定してその区域内を運行するもの ※需要にばらつきがある場合などに有効。		
道路運送法の適用を要しない運行手法	施設送迎の活用 	現在運行中の施設送迎の活用	様々な目的で運行されている施設送迎に地域の住民が乗せてもらうもの	<ul style="list-style-type: none"> 運行主体の協力が必要 運行内容に地域が合わせる必要がある 	宮前区 白幡台地区 「買い物バス」
	ボランティア運送 		道路運送法の許可又は登録を要しない助け合いによる運送	<ul style="list-style-type: none"> 利用人数が少ない場合に有効 運送の対価として金銭を収受することはできない 	宮前区 野川南台地区 「みらい号」



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市まちづくり局交通政策室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電 話 : 044-200-2034

F A X : 044-200-3970

E-Mail : 50kousei@city.kawasaki.jp